

中国における新たな「慰安婦」資料の発掘

—近年の文書史料・フィールドワークの事例から—

リ・チンリン
李青凌

(はじめに)

一般では「慰安婦」問題に関する研究は中国より日本と韓国のほうが早くから関心が寄せられており、本格的な研究が始まった時期も早いと認められた。が、1991年に「慰安婦」に関する史料が防衛庁防衛研究所図書館で発掘されてから僅か1年未滿で「慰安婦」問題に中国研究者の目が向けられるようになった。中国における「慰安婦」問題の研究の開始時期が遅かったとはいえ、被害規模の大きさを反映して、現在までに発見された史料数、慰安所数、「慰安婦」生存者数などの数は「慰安婦」被害が発生した国々の中で最も多い。さらにまた、必ず存在すると思われるものの未だ発掘されていない史料群が中国各地に多数ある。これらの史料の発見は「慰安婦」問題研究のために重要な課題である。

本稿は、中国における「慰安婦」問題をめぐる近年の研究動向と今後の課題を考察するためにまとめた小文である。第一に近年の新たな文書史料の発見について述べ、第二に文書史料では得られない情報とヒントを与える口述史料を含むフィールドワークについて述べたい。

1. 近年の中国における「慰安婦」文書史料の発掘

近年、中国国内における文書館学の研究が盛んになり、中国政府が史料発掘を支持していることを背景に、第二次世界大戦に関する史料が多数発見されるようになってきた。それをきっかけに、「慰安婦」問題に関わる史料も多く公開された。本稿では、そのようにして公開された「慰安婦」問題に関する様々な史料の中でも、特に代表的な史料であると考えられる史料を三点紹介したい。第一は吉林省檔案館¹の庄嚴が編纂した『鉄証如山：吉林省新発掘日本侵華檔案研究』²、第二は中央檔案館に館蔵された『中央檔案館蔵日本侵華戦犯筆供選編』³、第三は金華市檔案館に所蔵されている『金華鶏林会会則及び名簿』⁴であ

¹ 中国では古・公文書を保存・所蔵しているところが「〇〇檔案館」と名付けられ、「吉林省檔案館」とは吉林省古・公文書館という意味である。文脈を理解する時にズレが生じないように本稿では「〇〇檔案館」を使用する。

² 中国庄嚴主編：『鉄証如山：吉林省新発掘日本侵華檔案研究』、吉林出版集团株式会社、2014年版。

³ 中央檔案館：『中央檔案館蔵日本侵華戦犯筆供選編（全120冊）』、中華書局、2015年版（第一輯）と2017年版（第二輯）。

る。前の2つはもう影印本で出版されたが、最後の1つはまだである。その中に記録されたことは中国における「慰安婦」制度の実態を解明するため、大量な史料証拠として支えられている。

A: 吉林省の日本侵華檔案

『鉄証如山：吉林省新発掘日本侵華檔案研究』（以下『鉄証如山』と略称する）は全六巻の史料集である。全巻の中に「慰安婦」問題に関する史料を庄嚴が編纂し、第一巻の第二部分に集成した。

1945年7月のポツダム会談から8月15日の敗戦までの間に、中国における日本関東軍は戦時の往来文書を焼却する命令を実行し、日本関東軍に関わった文書はほとんど焼き捨てられ、地面に掘った穴の中に埋められてしまった。残っている史料はそのため数が少ない。関東軍の撤退時に処分する時間の余裕がなかった例外的史料のみが残されたのである。

1953年11月11日、吉林省の元日本関東軍憲兵隊司令部用地で建築工事が行われていた時、土に埋められていた紙が見つかった。作業員たちに読めない文字が紙に書かれてあり、彼らはすぐ地元の政府に報告した。専門家（日本語が読める）の調査によって、それらは関東軍憲兵隊が残した文書であると判明した。その後、遼寧省の撫順戦犯管理所に拘留された戦犯であった弘田利光の供述書により、確かにその文書は日本関東軍憲兵隊に残された未焼却部分であることが証明された。見つかった文書が火に焼かれたり水に浸された痕

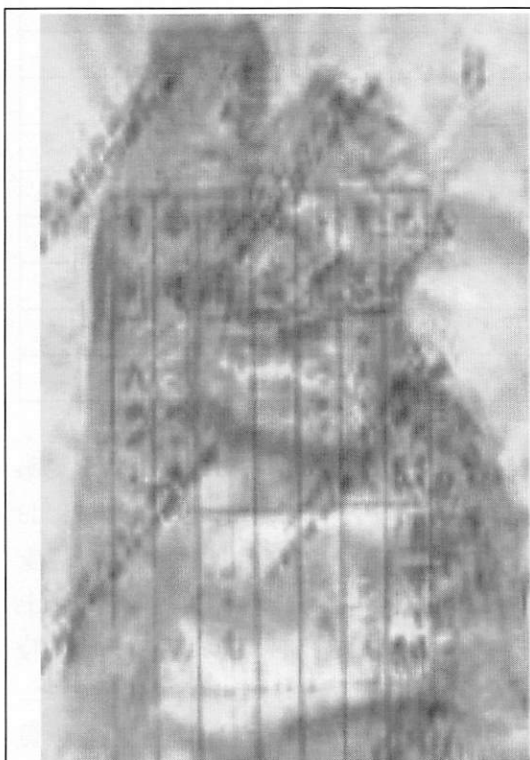


図1 火に焼かれたり水に浸されたりした史料

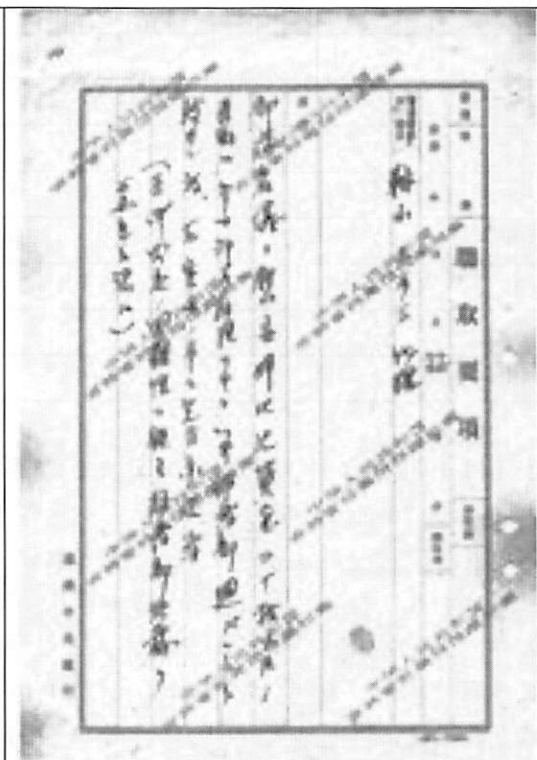


図2 偽満州国中央銀行資金部外資課電話記録

⁴ 金華市檔案館蔵『金華鷄林会会則及名簿（昭和十九年四月現在）』、『抄呈金華鷄林会会則及名簿文（中華民國三十四年一月三十日発）』檔案番号 L001-001-636-020。

跡は今日にもはっきり見える(図1)。それらを集録して影印版で出版したのが『鉄証如山』という史料集なのである。

文書の内容を読めば報告、規定、手紙、月報、要報、電話記録、民情調査、情況観察、調査表など様々な文字記録があり、写真まで少し入っていたことがわかった。文書では、中国の華中・華北・東北、東南アジアまでにおける政治、経済、軍事、交通などの情報が厳密に秩序的に記録されている。例えば、『通信検閲月報』にある手紙の時間、宛名、送り先、要旨、処分意見などが詳しく書かれている。

この中の「慰安婦」問題に関する文書を紹介しよう。『鉄証如山』の「摘要」(原文は「綜述」)による「慰安婦」に関わった文書の数は計25点で、電話記録2点、日本軍華中派遣憲兵隊『南京における憲兵隊治安回復に関する調査報告』2点と各地の憲兵隊が報告した『通信検閲月報』『将兵犯罪調査表』21点がある。

その25点の中に日本軍が直接的に関与した裏付けは2つある。一つは各地における慰安設備状況に関する記録である。記録では、南京、下関、句容、鎮江、金壇、常州、丹陽、蕪湖、寧国の9ヶ所に日本軍駐屯兵員の数、「慰安婦」の数、さらに「慰安婦」1人に対する日本軍将兵の数さえもはっきり記載された。

表1 各地における慰安設備状況表⁵

地名	駐屯兵員の概数	慰安女婦の数	慰安女婦一人に対する兵員数	摘要
南京	25,000	141	178	
下関	1,200	6	200	
句容				慰安場なし
鎮江		109		本句中慰安所利用セル人員将兵 5,734 名アリ
金壇	1,200	9	133	
常州	6,400	46	140	
丹陽	1,700			
蕪湖		25		
寧国				不明

表1は1938年2月1日から10日までの南京とその周辺地域における慰安設備状況である。同月11-20日の状況は表2で示した。表1と表2を読めば、南京とその周辺地域における慰安設備状況がはっきり見える。それに、各地の「慰安婦」数の変化と1名の「慰安婦」に対する日本軍将兵の数が計算できる。又、表2の「摘要」部分の「南京」の欄に「上記の外、芸者17名」と書かれていた。ここでは「芸者」とはっきり書かれたので、その時の日本軍は軍を「慰問」する人と「慰安」させる人は分けていたことが明らかになった。「蕪湖」の欄に「内地人48、鮮人36、支那人25」と書かれたのを見れば「慰安婦」人員の構成は日本人、朝鮮半島の人、中国人であったと筆者は推断する。

⁵ 『鉄証如山：吉林省新発掘日本侵華檔案研究』(庄巖 2014: 119-120) により作成。

				中国人	
019	7	山代威都次	宜昌県白雀寺	中国人	性的相手
019	8	山本治	黄冈県・武漢漢口・江陵県沙市・当陽県当陽	中国人	性的相手
020	9	大村悦三	湖北省北方地域	中国人	性的相手
020	10	大村勝	当陽県穿心店・当陽県当陽・宜昌県鶴峰・ 皂市	中国人	性的相手

もう一つは『戦犯筆供』に収録された各戦犯の身分という視点から読めば、「慰安婦」と戦時の日本政府との関係がわかる。通常では、『戦犯筆供』に収録された戦犯は軍人だと当然に思われるが実際にはそうではない。『戦犯筆供』には軍人だけではなく、軍医、裁判官、経済関係の公務員、スパイ、多国語がわかる情報員さえもいる。彼らの身分をまとめて分析することを通じ、戦時下に日本政府の各級機関が「慰安婦」に関することをどう施行していたかを明らかにする。また、ある意味では「慰安婦」にされた女性が銃や砲弾のような戦場の一つの「軍需」としてあちこちに移送され、「モノ」として扱われていたことがわかる。

C: 金華市の朝鮮人名簿

2016年に中国浙江省金華市檔案館に所蔵された『金華鶏林会会則及び名簿』（以下『名簿』と略称する）が発掘されるとともに、戦時に金華地域における朝鮮人「慰安婦」の状況が浮かび上がった。この資料については既に蘇智良・陳麗菲「日本軍慰安所に関する発掘資料を読み解く」（『季刊 戦争責任研究』第91号、2018年冬季号、P48-56）に詳述されており、筆者もまた蘇智良の指導の下で史料の整理・翻訳・分析などの仕事を担当した。本稿では、特に慰安婦問題に関連する部分について述べておきたい。『名簿』は1944年4月に日本語で作成されている。『名簿』にある名称の内、「金華」は金華市を指す。「鶏林」は、昔に朝鮮半島にあった新羅の国号であり、朝鮮を指している。従って「鶏林会」は朝鮮人同郷会という意味である。「鶏林会」の「会則」の冒頭には、「本会は金華鶏林会ト称ス、金華地域に在居スル半島人ヲ以テ組織ス」とある。つまり、『名簿』は当時の金華地域における朝鮮人の動きや状況が記録されており、当時中国にいた朝鮮女性の「慰安婦」被害を研究する上でも重要な資料と言える。

「名簿」の部分は「会則」の後に置かれたが、登録されたのは氏名を除き、年齢、本籍地、現住所、職業さえも欄を設けて詳しく書かれている。職業の欄を見れば慰安所に関与した者が3名ということがわかった。作成した表5から見れば、3人の中の2人は「慰安所主」とはっきり書かれていたが、1人は「慰安所業」と表示された。「慰安所主」は「慰安所業」と一文字の差があり、「慰安所業」を「慰安所主」と間違えて書いた可能性もあったが、極めて少ないと思っている。もし間違いなく記載されているとすれば花園嶺頭に住んでいた金城麗坤は慰安所の「女将さん」あるいは「お母さん」であった可能性が高いと推測できる。

表5 『名簿』にはっきり書かれた慰安所に関与した人

氏名	年令	本籍地	現住所	職業
金澤貴楽	32	京城	武陽鎮第一保	慰安所主
新井博	33	濟州	下邵	慰安所主
金城隄坤	24	義州	花園嶺頭	慰安所業

『名簿』では、職業の欄がブランクのまま何も書かれていない人が数多いが、そのほとんどが女性であった。そして、その人たちは同じ場所に住んでいたことが記載からわかる。当時の中国では、職業を持つ女性は数少なかったが、多くの職業のなかった朝鮮人が同じ場所に居住していることは、彼女たちが「慰安婦」ではなかったかと思わせる。

『鉄証如山』、『戦犯筆供』と『名簿』という史料が発掘されたことにより、中国における「慰安婦」実態の全貌解明に近づいていくと言える。そして、吉見義明が提出した戦時軍隊に流布された「二九一」の隠語は決してねつ造されたものではなかったことが『鉄証如山』を読めばわかった。その側面から「慰安婦」問題を深く研究し続けていく手がかりとして多くの史料証拠を与えてくれた。

2. 最近の中国における現地調査

慰安所と「慰安婦」生存者を訪ねる第一次フィールドワークが始まってからもう10年以上が過ぎた。近年、上海師範大学「慰安婦」問題研究チームは第一次現地調査の結果に基づいて調査範囲を省にわけ、フィールドワークを再開しようとした。山東省、安徽省、浙江省、湖北省、湖南省、海南省に大量の貴重な資料が発掘された。中国の国土は広く、それだけ地域差もあり、各省における慰安所と「慰安婦」の状況は非常に複雑である。

「慰安婦」の証言に関する部分は証言者本人の意志により、公表される方法が違った。従って、名乗り出て公表された証言があったり、証言の中から氏名が隠されたことがあったり、証言のある部分しか披露されなかったこともある。

A: 湖北省への調査

湖北省における慰安所の設立過程については、呉美玲が詳しく分析した報告を行っている（「湖北省日本軍『慰安婦』研究」、2020年6月）。湖北省は中国内陸の真ん中にあり、昔から「南船北馬、七省通衢」という諺で賑やかな交通重鎮の様子が描かれた。今も中国全土のどこにでも早く行ける交通に便利な地域として知られる。日本は早くも19世紀に宜昌に領事館を設立し、湖北省に対して注目し始めた。1938年8月に日本軍は湖北省東方に侵入し、すぐ黄冈、黄石、鹹寧、鄂州などを占領した。同年10月26-27日に武漢三鎮（武昌・漢口・漢陽）が陥落され、日本軍は武漢兵站を建てて武漢大学（当時「国立武漢大学」と名づけた）に華中司令部を設立した。異国に駐屯することになった日本軍将校たちに故郷の味を感じさせるため、大学のキャンパス内にたくさんの桜の木が植えられた。今日ではその木が「戦争の残酷を忘却せず平和を守る」ために残されており、大学キャンパスの1つの風景になった。

1938年から1945年までに湖北省東北地区の孝感・黄陂、中心部の荊州・荊門・宜昌、

西北地区の十堰には日本軍の進出とともに数多くの慰安所が設立された。呉美玲によれば、湖北省における慰安所の設立過程は城の陥落（日本軍の侵入）の程度により差があるという。1938年に日本軍は湖北省の東方に侵入したことから東部では黄石・黄冈地域をはじめ多くの慰安所が設立された。それから、武漢が華中駐屯地となって武漢にある慰安所の数が急に増えてきた。武漢を中心に湖北省の中央地域に慰安所がどんどん設立された。その後、東北・西北地域にも慰安所が設立されたわけである。

山が多い西北地域にある十堰には、終戦数ヶ月前の1945年3月頃に山の中に日本軍の慰安所が建てられたことがフィールドワークによってわかり、呉は愕然とした。呉はそれまでの調査により日本軍が湖北省に設立した、少なくとも295ヶ所の慰安所を発見し、その中の268ヶ所に関する詳しい情報を整理して表を作成していた。筆者がその295ヶ所の慰安所の分布状況を簡単にまとめると表6のようになる。先述した表4『戦犯筆供』で湖北省における慰安所に関する記録（部分）を対照しながら、湖北省における慰安所の状況を把握できるだろう。

表6 湖北省における慰安所の分布状況（呉美玲「湖北省日本軍『慰安婦』研究」より作成）

番号	位置	地名	陥落時間	慰安所の数（最低限）	総計（最低限）
1	東部地域	黄石	1938.10.18	4	28
2		黄冈	1938.10.23	6	
3		鹹寧	1938.10.18	9	
4		鄂州	1938.10.23	9	
5	武漢	武昌	1938.10.26-27	40	104
6		漢口	1938.10.26-27	64	
7		漢陽	1938.10.26-27	不明	
8	中部地域	荊州	1940.6	11	117
9		荊門	1940.6.6	45	
10		宜昌	1940.6.12	61	
12	(東北・西北) 北部地域	孝感	1938.10.30	36	46
13		黄陂	1938.10.25	4	
14		十堰	1945.3	6	

B: 湖南省への調査

2016年から3年間の現地調査により、湖南省において「慰安婦」被害者12名（表7）が発見された。2020年1月初めの時点での生存者は8名である。湖南省の現地調査は彼女たちを歴訪して展開されていった。

表7 湖南省に発見された12名の「慰安婦」被害者（張如意「湖南省における『慰安婦』被害者に関する調査」の報告（2019.9.16）により作成）

番号	氏名	現住所	訪ねた日付	備考
1	湯根珍	岳陽市岳陽県	2016.4	2019.5.9 亡くなった
2	劉慈珍	岳陽市	2017.9	
3	彭仁寿	岳陽市	2018.7	2018.11.22 亡くなった
4	彭竹英	岳陽市	2018.7	
5	郴州 X	郴州市	2018.9	公表したくない
6	林さん	岳陽市平江県	2019.3	公表したくない
7	章さん	岳陽市平江県	2019.3	公表したくない
8	陳美英	瀏陽市金剛鎮	2019.4	
9	劉年珍	岳陽市岳陽県	2019.4	
10	吳偉貞	岳陽市平江県	2019.4	2020.12.15 亡くなった
11	余愛珍	岳陽市平江県	2019.4	
12	楊桂蘭	岳陽市岳陽県	2019.4	2019.8.21 亡くなった

1938年11月8日から、日本軍が湖南省の臨湘、岳陽、湘陰、平江、華容などの地域に侵入し、1945年8月敗戦までの7年間、岳陽と臨湘はずっと日本軍の駐屯地であったことは『岳陽市志』に記載されている。インタビューでは、今回発見された「慰安婦」被害者の中に9名が岳陽市に拉致されて被害を受けたという証言があり、岳陽における「慰安婦」被害の深刻さが見えてくる。

彼女たちの証言によれば、裏切り者の中国人による密告による拉致、そして偶然会った日本軍人によって拉致されたという事例が多かった。例えば、湯根珍は、裏切り者が自分のことを日本軍に報告したため、日本軍がある日突然村に侵入し、放火によって家族の命と村を焼き払うと脅して彼女を強制連行しようとした、と証言した。家族や村のみんなのため湯さんは逃げることができず、「湯家排」という日本軍の臨時拠点に拉致されてしまった。同じく被害を受けた彭さんは、村に進出した日本軍から隠れようとして棚に潜り込んでいた時に、日本軍治安維持会の加入者が家族と村民を殺すと脅し、彭さんを拉致した。

日本軍に拉致されたケースとして、平江県の林さんの証言がある。彼女は14歳頃、日本軍にでくわし、母と弟は先に逃げたが、自分は拉致された。娘が拉致されると聞いて助けに来た父は日本軍に殺されてしまった。民家の娘であった林さんは日本軍に捕まって「慰安婦」とされた。どんな残酷な日常生活を送ってきただろうか。彼女以外にも、川の傍で洗濯しているところを日本軍に見つかり拉致されたという被害者2名がいる。

現地調査では普濟病院（岳陽）や第九中学校（長沙）などのような地元における公共施設が日本軍に慰安所とされたケースが多かったと張如意が指摘した。その中に一時的に慰安所としたところは非常に粗末でベッドさえもなかったと言われた。その12名の被害者の中、7名はひどい婦人病になったせいで一生涯妊娠できなかった。また、戦争が終わってからも日本軍に関する映像を見るだけでひどく辛くなる人もいる。それに、周りの人たちに差別されたり、周りの物事に対する恐怖感が強かったため眠れなかったりすることはよくあ

る。過去の被害に関わる場所と話を回避する気持ちも強かった、と張如意が聞き取り調査で感じた。12名の被害者から聞き取った証言から戦争の前線に設置された慰安所の様子、「慰安婦」とされた被害の経緯を知ることができる。

C: 山東省への調査

王澤軍は山東省に設立された慰安所の実態について調査した。フィールドワークでは、山東省における慰安所はツーパターンで配置されたことがわかった。一つは「常設」という〇〇市・県・鎮に建てられた慰安所であり、もう一つは「臨時」という日本軍の移動に従う拠点や駐屯地に置かれた慰安所であると王澤軍が指摘した。彼の現地調査により、済南、青島、泰安、新泰、臨清、吐糸口鎮、萊蕪、張店、博山、周村、徳県、東阿などに慰安所があったことがわかった。⁸

常設慰安所

一般に山東省における常設慰安所は日本軍に派遣された将校が管理人となり、地元の中国人の協力を得た上で運営された。例えば、高級慰安所であった星クラブは済南に駐屯した日本軍最高司令部に派遣された将校が管理し、日常的な運営は地元の娼妓館組合長が担当した⁹。日本軍は済南侵入後、地元の人々から土地や建物などを押収し、押収された土地と建物は慰安所に改造されて使われた。星クラブもそうだった、と王澤軍が述べた。日本軍は、星クラブに勤める社員と「慰安婦」の食料や生活用品などを安く提供し、「慰安婦」に「身体検査や病気治療などの医療費を全部日本軍が負担するよ」と話していた。が、実際には星クラブの「慰安婦」は1日1人に20-30名の日本軍の性的相手とされるという規定があった。渡辺雅夫の証言では星クラブに50名の「慰安婦」がおり、彼女たちの年齢は16-25才と言われた。¹⁰また矢崎新二は、星クラブは3階がある建物であり、中に入るとロビーに幾つかの机が並んでいてその上に客に出すお茶などの飲物が置かれていたと回想した。¹¹

また、泰安における慰安所も同じく配置された。日本軍司令部の将校であった海老原は泰安市内の2ヶ所の慰安所が憲兵隊と野戦病院とともに管理され、その中に中国人と朝鮮人の「慰安婦」がいたと証言した。¹²1942年11月から1944年3月まで、第59師団の防疫給水隊に所属した林茂美が週1回に泰安の慰安所にいた中国人と朝鮮人「慰安婦」合計60名(17-30才)に性病検査を行った。彼はたとえ「慰安婦」は性病が感染してもそのまま放置され、ほとんど治療を受けなかったと話した。新泰における3ヶ所の慰安所の中で「快爽」と呼ばれる慰安所は、日本軍将校向けの日本人「慰安婦」3名がいた。その経営者も日本人夫婦である、と榎本忠が証言した。¹³表8は山東省における常設慰安所の概況である。

⁸ 王澤軍：『山東省における「慰安婦」問題研究』、2020年6月。P8。

⁹ 広瀬三郎の供述書。中央檔案館『中央檔案館蔵日本侵華戦犯筆供選編』の『広瀬三郎』巻。

¹⁰ 渡辺雅夫の供述書。中央檔案館『中央檔案館蔵日本侵華戦犯筆供選編』の『渡辺雅夫』巻。

¹¹ 『従軍慰安婦と十五年戦争』、P65。

¹² 海老原の供述書。中央檔案館『中央檔案館蔵日本侵華戦犯筆供選編』の『海老原』巻。

¹³ 『従軍慰安婦と十五年戦争』、P66。

表 8 山東省における常設慰安所の概況（王澤軍『山東省における「慰安婦」問題研究』により作成）

地名	慰安所数	慰安所名	備考
済南	2	星クラブ 済南軍人会館	星クラブに「慰安婦」30-50名 済南軍人会館に「慰安婦」15名以上
青島	2	泰山路の陸軍慰安所 広西路蘭山路の海軍慰安所	中国人と朝鮮人「慰安婦」60名
泰安	2	不明	
東阿	5	不明	朝鮮人「慰安婦」10-15名
萊蕪	不明	不明	
新泰	3	快爽 軍人クラブ 興亜食堂	快爽に日本人「慰安婦」3名、中国人「慰安婦」3-4名 軍人クラブに中国人「慰安婦」5名 興亜食堂に中国人「慰安婦」3名
吐糸口鎮	不明	不明	朝鮮人「慰安婦」5-6名
臨清	3	筑波楼 五月荘	筑波楼も五月荘も朝鮮人「慰安婦」5-6名
章丘	1	曉	日本人「慰安婦」1名、朝鮮人「慰安婦」数名

臨時慰安所

常設慰安所以外に、日本軍の戦争状況に従って移動した臨時慰安所もある。その慰安所は固定的な場所に建てられず、隠密性という特性がある、と現地調査の際に王澤軍は感じた。それ故、臨時慰安所の発見や数の推定は難しく、情報はバラバラに日本軍将兵たちの回想録の記述に散在している。

筆者は王の言及した臨時慰安所の状況を表9にまとめた。表9の「備考」欄を読めば、臨時慰安所に強制連行された女性たちは元々身分の種類が違ったことがわかった。彼女らの中に「良家子」と言われる民家の娘がいたし、別の慰安所に属した「慰安婦」がおり、城内の娼妓もいた。いずれも、日本軍の武力威嚇で強制連行されたことは論を待たない。

表 9 山東省における臨時慰安所の概況（王澤軍『山東省における「慰安婦」問題研究』により作成）

駐屯地	時間	部隊番号	証言者	備考
東昌		ある中隊	金子安次	2ヶ月1回に中隊の派遣隊は「慰安婦」2-3名を探した
平陰県城	1945年		佐藤勇次	他の慰安所にいる「慰安婦」を移動させた また農家の娘を拉致した
東阿県 洞城鎮	1942年8-9月	第59師団第54旅団 第190大隊第3中隊	窪田方治	武力の威嚇で地元の役所と交渉し、 2名女性を連れてきた
歴城県 仲宮鎮	1944年7月	第59師団第54旅団 第45大隊第2中隊	増田英雄	仲宮鎮鎮長を強要して済南から 25歳の女性を連れてきた
歴城県 鴨旺口	1941年2月		太田憲一	龍山に2名中国人女性を強制連行した

王澤軍は、フィールドワークをした時、数多くの慰安所を発見したが名乗り出て被害経緯を語る「慰安婦」生存者はまだいないことに注目した。その原因は、当時の陥落区に「軍人会館などの慰安所＝合法化娯楽場所」というキャンペーンが横行し、慰安所は日本軍を慰問したり慰めたりしたところに美化されたと指摘する。王澤軍の見解によれば、近代の中国社会は家父長制が強く、晩清政府・国民党政権・共産党政権はいずれも女性の身体に対するコントロールを重視した。戦時の中国当局は女性が「死を以て名誉を守った」ことを絶賛して民衆を教化しようとした一方、陥落区では日本軍が「正統な当局」であり、正当な当局の軍隊となった皇軍への奉仕は正しいことであった。その完全矛盾の「二重認識」が見えない枷となって「慰安婦」生存者を束縛し、名乗り出ない状況を作り出したという。

以上に述べたように、慰安所の実態に関する現地調査によって慰安所の配置や移動と戦時の日本軍の移動軌跡との密接な関係が浮かび上がり、また臨時慰安所では日本軍が武力的威嚇によって女性を「慰安婦」として拘束した過程に光があてられた。また、この現地調査は、文書史料を補い証明するものとして実証研究に重要な成果を挙げるとともに、「慰安婦」が名乗り出られない社会的背景への洞察を深めるきっかけをも与えたと言える。

(終わりに)

従来の「慰安婦」研究は、歴史資料に対する発掘と現地調査での慰安所の発見を重視し、主に歴史の視点から「慰安婦」制度の源流・成立・拡大問題に注目が集まった。また、制度史研究の方法によって「慰安婦」制度に対する分析・批判が行われた。それらの検証や裏付けのために「慰安婦」被害者からの証言が活かされた。本稿でとりあげた近年の史料発掘やフィールドワークの成果は、このような1990年代以後の「慰安婦」研究をさらに前進させるものと言えるだろう。

中国における「慰安婦」研究の全体像から見れば、「慰安婦」研究は制度史などの歴史研究視点から「慰安婦」被害者を重視する視点へ移動するような動向がある。本稿ではこの動向に言及することができなかったが、今後はこのようなジェンダー学を背景にした「慰安婦」研究にも注目していきたい。また、近年の日本では、右翼勢力の影響力が強まるに伴って「慰安婦」の話題に関する議論もいっそう混迷している。『慰安婦』問題をめぐる言論の到達点は90年代よりむしろ後退しているように見える。(御前麻里：『慰安婦』と公娼の境界をめぐる論争、『アジア現代女性史(2018年第12号)』P102)と御前麻里は指摘した。「慰安婦」身分をめぐる論争は、国家暴力という視点からの公娼論・軍隊性暴力が戦争につきもので避けがたいという観点からの公娼論、強制連行が記載された史料を発掘した成果からの非公娼論など、各種各様な論説が流行している。いずれにしても、戦時の日本国家に女性を物とみなして恣意的に処分するイデオロギー、そしてそのジェンダー暴力の行動を沈黙で容認する社会雰囲気蔓延していたと考える。それに伴うジェンダー視点からの研究が中国にまだ不足しており、今後いっそう重大な課題になると思われる。加えて、一般の人々に「慰安婦」問題をどう語るか、日中韓の間に「慰安婦」問題に関する歴史共同認識をどう構築するかなどの歴史認識問題、歴史記憶構築・伝承の問題は今後の課題として研究する必要があると考える。